

令和 7 年度地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター 障害者優先調達推進方針

令和 7 年 5 月 27 日 制定

1 趣旨

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「リハビリセンター」という。）は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、令和 6 年度の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を下記のとおり定める。

2 適用範囲

この調達方針は、リハビリセンター組織規程（平成 30 年規程第 16 号）第 5 条別表 1 に規定する組織での物品の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるうち調達が可能なところとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 以下のすべての条件を満たす重度障害者多数雇用事業所
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象

調達を推進する物品は以下のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 食品類（弁当、菓子、パン等）

- イ 普及・啓発用品類
- ウ 雑貨品
- エ その他障害者就労施設からの調達可能な物品

(2) 役務

- ア 資源回収作業（機密文書裁断等）
- イ 印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ちらし等）
- ウ 清掃等美化業務
- エ その他障害者就労施設での実施が可能な役務

5 調達の推進方法

- (1) 年度ごとに、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を決定の上、実施する。
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同窓口である「とちぎセルフセンター」（※）を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。
（※） 障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者就労施設等の作業の受発注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体。
- (3) 障害者支援施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。

6 調達の目標額

令和 7 年度に達成を目標とする金額を以下のとおり設定する。
目標額 25 万円以上

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、リハビリセンターのホームページ等により、公表する。
- (2) 調達実績については、概要をとりまとめ、リハビリセンターのホームページ等により、公表する。

8 その他

- (1) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）で定める母子福祉団体等に十分配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを図ることとする。
- (3) 障害者の自立と社会参加の促進を図るため、栃木県職員生活協同組合と連携し、当センター売店において障害者支援施設等が販売する物品の販売促進を支援するものとする。
- (4) 障害者自立訓練センター（駒生園）の収穫物の販売については、センター内への周知を図るものとする。

〔令和 6 年度実績〕 調達額 242 千円（物品 169 千円、役務 73 千円）